

京都市告示第 551 号

京都市勸業館の指定管理者である株式会社京都産業振興センターから、京都市勸業館の開館延長及び休館について、京都市勸業館条例第 4 条第 1 項ただし書の規定に基づき次のとおり申請があったため、これを承認します。

平成 30 年 1 月 19 日

京都市長 門 川 大 作

開館延長及び休館

1 区分

常設展示場

2 開館延長

平成 30 年 2 月 16 日（金）午後 5 時から午後 8 時まで

平成 30 年 2 月 17 日（土）午後 5 時から午後 7 時まで

3 休館

平成 30 年 2 月 18 日（日）

（産業観光局産業戦略部産業総務課）